

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の新設の届出があつた。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ザグザグ府中店

2 所在地

府中市須町字御酒田四三外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長 藤木 保彦

住所 東京都港区芝四丁目一番二三号 三田NNビル

2 小売業を行う者

(一) 名称 株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋

住所 岡山県岡山市清水三六九番地二

(二) 名称 トライ産業株式会社 代表取締役 山下 俊夫

住所 呉市焼山中央三丁目一五番五四号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十二月十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八・四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

四十八台

2 駐輪場の収容台数

四十四台

3 荷さばき施設の面積

五十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

十二・三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ザグザグ

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時

(二) トライ産業株式会社

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から午後十一時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

一か所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設①

午前九時から午後十時まで

(二) 荷さばき施設②

午前九時から午後八時まで

七 届出年月日

平成十九年四月十六日

八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

府中市総務部商工観光課（府中市府川町三一五番地）

2 縦覧期間

平成十九年四月二十六日から平成十九年八月二十七日まで。ただし、土曜日、日曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から

四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月二十七日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室